

指定園変更許可基準

- 1 指定園変更については、保護者の申し出により基準表のとおり処理する。
2 その他必要な事項は所管課長が定める。

基準表

区分	承認要件	承認期間	提出書類
町内転居	町内で転居した後も、在籍している幼稚園へ引き続き就園を希望する場合	卒園まで	☐ 指定園変更願書
転居予定	おおむね6か月以内に転居することが明らかであり、転居先の指定幼稚園へ就園を希望する場合	予定日まで	☐ 指定園変更願書 ☐ 建築確認済通知書等の写し(建築請負契約書・売買契約書・賃貸借契約書等) ☐ 誓約書
留守家庭	保護者の就労等で下校後監護する者がいないため、預かり先所在地の指定幼稚園に就園を希望する場合	卒園まで	☐ 指定園変更願書 ☐ 園児預かり証明書 ☐ 勤務証明書
兄弟姉妹同一園	指定園変更許可された兄弟姉妹が就園している幼稚園への就園を希望する場合	卒園まで	☐ 指定園変更願書
指定園以外を希望する場合	指定園が定員に達している時に他の園への就園を希望する場合	卒園まで	☐ 指定園変更願書
その他	教育的配慮により、指定園への通園がほかに比べて著しく負担になると予測される場合	応談	☐ 指定園変更願書 ☐ 理由を証明する書類(診断書・園長の意見書等)

※上記の内容は、許可が可能な事由であり必ず許可できるものではありません。
※通学途中における事故防止については、保護者が十分に注意を払い、保護者が責任を持って対処して下さい。
※承認要件に変更があった場合には必ず申請をおこなって下さい。

附 則
この基準は、令和5年4月1日から施行する。ただし、施行前の基準によりなされた承認は施行前の基準を準用する。